

公布された規則のあらまし

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第七六号）

- 1 財務経営システムによる備品管理を行うため、所要の改正を行うこととした。（第一五三条、第一六一一条、第一六六条及び一九七条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二四年一月一日から施行することとした。